

(法務委員会)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、山口県厚狭郡楠町の同県宇部市への編入合併に伴い、船木簡易裁判所及び宇部簡易裁判所の管轄区域の表示を変更する。

二、市町村の廃置分合等に伴い、六日町簡易裁判所ほか十庁の名称を変更する。

三、市町村の廃置分合等に伴い、下級裁判所の所在地及び管轄区域の表示について、所要の整理を行う。

四、この法律は、平成十六年十一月一日から施行する。